

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十二条第一項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則等を次のように指定する。</p> <p>（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利若しくは金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二第二号に規定する権利又はこれらの権利に関して顧客から預託を受けた金銭を管理する場合 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（一</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十二条第一項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則は、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）（次条において、「協会規則」という。）とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

般社団法人日本STO協会自主規制規則)

(協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、日本公認会計士協会「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第五十四号)」とする。

(協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、協会規則第二条第一項に規定する日本公認会計士協会「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第五十四号)」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。